

令和元年度
第1回 防府市行政経営改革委員会 会議資料

< 目 次 >

○防府市行政経営改革委員会の運営について	1
○行政経営改革を推進するための体制図	2
○防府市行政経営改革委員会条例	3
○防府市行政経営改革委員会 委員名簿	6
○防府市行政経営改革推進本部設置要綱	7
○防府市行政経営改革推進本部 構成員名簿	10
○令和元年度委員会等開催スケジュール	11

【別冊】

- ・別冊資料1
「防府市行政経営改革大綱推進計画（令和元年7月改訂）」
- ・別冊資料2
「防府市民間委託等推進計画（令和元年7月改訂）」

令和元年8月9日（金）

総合政策部企画経営課

防府市行政経営改革委員会の運営について

1 防府市行政経営改革委員会について

→ 「防府市行政経営改革委員会条例」(本資料3ページ参照)

2 会議等の公開について

- (1) 委員会の会議は、防府市自治基本条例第28条第2項及び防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱第6条第1項に基づき、原則として公開するものとする。
- (2) 会議結果等は、防府市自治基本条例第28条第2項及び防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱第6条第4項に基づき、会議録等を作成し、原則として公表するものとする。

3 その他

- (1) 委員会の運営に関し、特に必要な事項があれば、防府市行政経営改革委員会条例第10条に基づき、会長が委員会に諮って定めることとする。
- (2) 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

【参考条文】

防府市自治基本条例（平成21年防府市条例第25号）抜粋

（審議会等の運営）

第28条 市長等は、審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。

2 審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。

3 （省略）

防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成22年3月制定）抜粋

（審議会等の会議等の公開）

第6条 審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会議の全部又は一部を公開しない。

(1) 防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号）第6条に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等に支障が生ずると認められる場合

(3) 行政処分に関する審議等、公開が適当でないとして認められる場合

(4) 当該審議会等が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定した場合

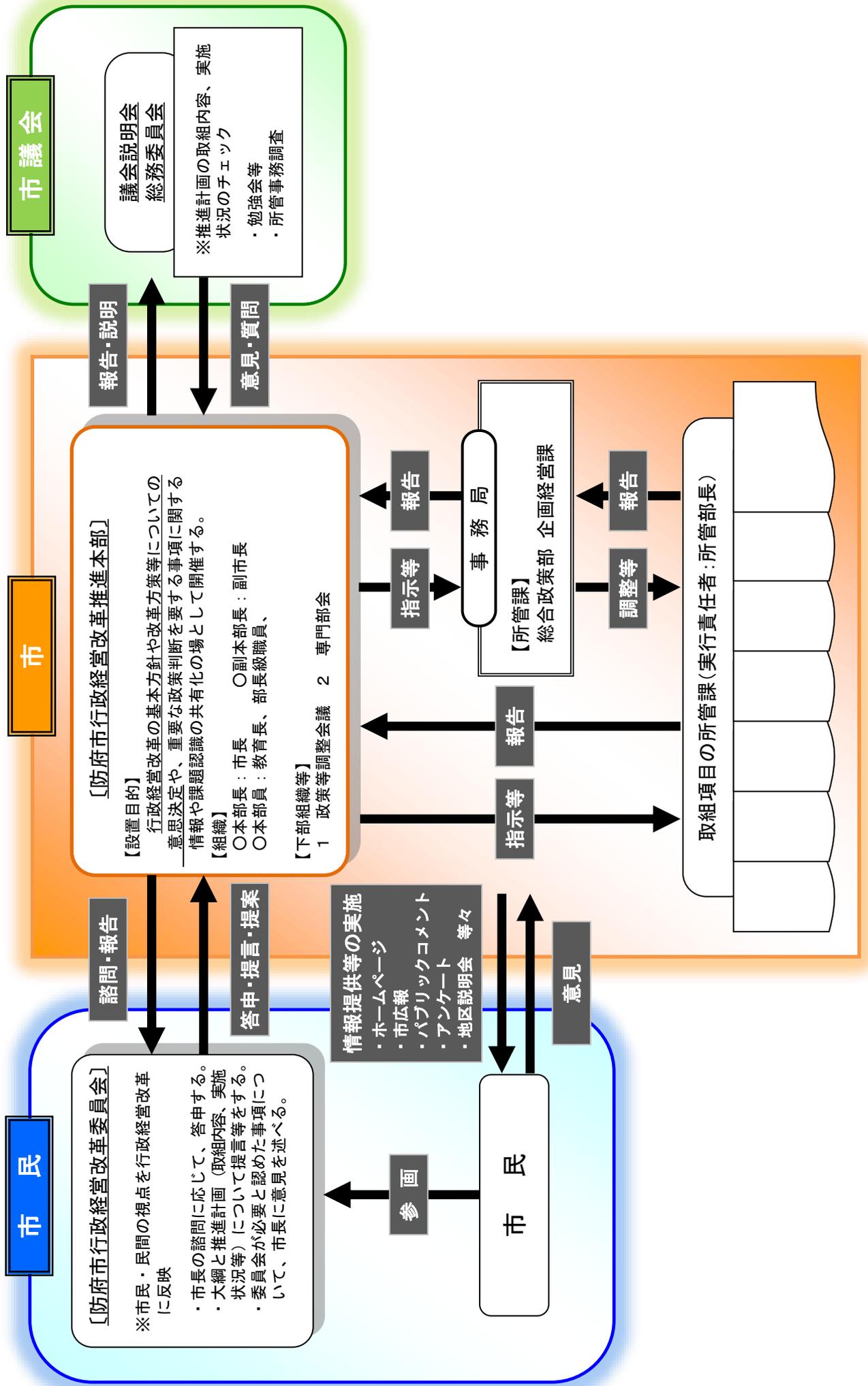
2 審議会等の会議を前項各号の規定に基づき、非公開とする場合には、当該審議会等において、あらかじめ決定するものとする。

3 審議会等の長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするとともに、その旨を会議録等に記録しなければならない。

4 審議会等の会議録等を作成したときは、原則として、公表するものとする。ただし、公表しない場合においては、その理由を明らかにするものとする。

5 （省略）

行政経営改革を推進するための体制図



防府市行政経営改革委員会条例

平成25年3月29日

防府市条例第12号

(目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応するとともに、限られた資源を最大限活用し、市民の視点に立った簡素で効率の良い行政経営を推進するため、防府市行政経営改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じて、行政経営改革に関する重要事項について調査し、審議し、及び答申すること。
- (2) 行政経営改革の進捗状況について調査し、及び審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政経営改革を推進するために必要であると委員会が認めた事項について、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、市政について識見を有し、かつ、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 各種団体の推薦を受けた者 12人以内
- (3) 公募の手続により決定した者 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会

長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議（次条を除き、以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、専門の事項を調査させ、及び審議させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が委員会に諮って定める。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条（同条第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議に準用する。

7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(防府市行政改革委員会条例の廃止)

- 2 防府市行政改革委員会条例（昭和60年防府市条例第12号）は、廃止する。

(会議の招集に関する特例)

- 3 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 4 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年防府市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2行政改革委員会委員の項を削り、同表財産処分審議会委員の項の次に次のように加える。

行政経営改革委員会委員	日額 5,700円	〃
-------------	-----------	---

附 則（平成25年12月27日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

防府市行政経営改革委員会 委員名簿

○ 任期：令和元年7月1日 から 令和3年6月30日 まで（2年間）

（令和元年7月1日現在）

No.	区 分	氏 名	所属団体名等
1	学識経験を有する者	な か ま み づ き 仲 間 瑞 樹	国立大学法人山口大学経済学部教授
2		お か も と ゆ き お 岡 本 幸 生	元防府市職員 (社会福祉法人山口県コロニー協会)
3	各種団体の推薦を 受けた者	や ま さ き ひ る ひ で 山 崎 博 英	防府市自治会連合会
4		か ど た み わ こ 門 田 美 和 子	防府市女性団体連絡協議会
5		き た む ら ま こ と 喜 多 村 誠	防府商工会議所
6		し ま た か ず み ち 島 田 一 道	公益社団法人防府青年会議所
7		み つ い じ ゅ ん 三 井 淳	防府市老人クラブ連合会
8		よ し た け の ぶ か ず 吉 武 信 和	防府市PTA連合会
9		や ま ね か ず こ 山 根 和 子	防府市市民活動支援センター
10		あ ず ま よ し の り 東 佳 範	防府商工会議所（企業代表）
11		し ら は ま そ う い ち 白 浜 聡 一	連合山口・県央地域協議会 防府地区会議
12	公募の手續により 決定した者	お か だ て る み 岡 田 照 美	公募委員
13		ま つ も と け ん い ち ろ う 松 本 憲 一 郎	公募委員

防府市行政経営改革推進本部設置要綱

平成25年4月17日制定

(設置)

第1条 本市の行政経営改革の着実な推進を図るにあたって、行政経営改革の基本方針や改革方策等について、行政経営の視点から迅速かつ戦略的に決定し、また、行政経営改革の全庁一元的な推進体制を確立するため、防府市行政経営改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政経営改革大綱の策定及びその推進に関すること。
- (2) 行政経営改革大綱の進捗状況の公表等に関すること。
- (3) 防府市行政経営改革委員会への諮問に関すること。
- (4) その他行政経営改革に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長、本部員は別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その都度、本市の職員のうち関係する者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 本部の所掌事務のうち、特に専門的な事項であって本部長から指示されたものを調査研究し、及び課題解決のための素案を作成するために専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に、部会長、副本会長及び部会員を置き、本部長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会長は、部会を招集し、部会の調査審議の結果を本部長に報告する。
- 4 部会の庶務は、その調査審議する事項を所管する課等のうちから本部長が

指定する課等において処理する。

(政策等調整会議)

第6条 本部の所掌事務について、行政経営改革の円滑な推進を図る上で、複数の部局間での協議調整その他必要事項を行うため、政策等調整会議を置く。

2 政策等調整会議は、総合政策部次長（企画経営課を所掌事務とする者をいう。以下同じ。）が招集し、次に掲げる者及び総合政策部次長が指名する部次長その他の職員をもって構成する。

(1) 総務部次長（総務課を所掌事務とする者）

(2) 総合政策部次長

3 政策等調整会議の議長は、総合政策部次長をもって充てる。

4 政策等調整会議は、必要が生じたときに随時開催するものとする。

5 行政経営改革に係る重要事項のうち各部門間の調整が必要なものについては、本部の会議に付議される前に政策等調整会議の調整を経なければならない。

6 前項に規定するもののほか、政策等調整会議は、次に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 本部において本部長から指示された事項の調整、調査又は検討を行うこと。

(2) 各部門からの要請に基づき、各部門間の調整を行うこと。

(記録及び保管)

第7条 総合政策部長は、本部の会議の経過及び結果を記録し、当該記録を保管しなければならない。

(決裁との関係)

第8条 本部の会議における審議の結果又は第6条第6項第2号の調整の結果であっても、決裁を要するものについては、起案を行い、決裁を受けなければならない。

(結果の周知及び実施)

第9条 本部の本部員及び政策等調整会議の構成員は、前条の決裁が行われた場合において、当該案件が実施を要するものであるときはその促進を図り、所属職員への周知をもって足りるものであるときは速やかに周知しなければならない。

(庶務)

第10条 本部及び政策等調整会議の庶務は、総合政策部企画経営課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

(防府市行政改革推進会議設置要綱の廃止)

2 防府市行政改革推進会議設置要綱（平成13年4月20日制定）は、廃止する。

附 則（平成26年3月24日一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日一部改正）

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日一部改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長	
市長事務局	部長、理事及び総合政策部次長
教育委員会教育部	部長
議会事務局	局長
消防本部	消防長
上下水道局	局長

防府市行政経営改革推進本部 構成員名簿

(平成31年4月1日現在)

No.	役 職 名	氏 名
1	市長	池 田 豊
2	副市長	森 重 豊
3	教育長	江 山 稔
4	総務部長	伊 豆 利 裕
5	総務部理事	石 丸 泰 三
6	総合政策部長	小 野 浩 誠
7	地域交流部長	島 田 文 也
8	生活環境部長	原 田 み ゆ き
9	健康福祉部長	熊 野 博 之
10	産業振興部長	赤 松 英 明
11	土木都市建設部長	佐 甲 裕 史
12	教育部長	林 慎 一
13	議会事務局長	河 田 和 彦
14	消防長	田 中 洋
15	上下水道局長	河 内 政 昭
16	総合政策部次長	藤 井 隆

政策等調整会議 構成員名簿

No.	役 職 名	氏 名
1	総務部次長	能 野 英 人
2	総合政策部次長	藤 井 隆
※ 総合政策部次長が指名する部次長その他の職員		

事務局【企画経営課】

役 職 名	氏 名
課長	松 村 訓 規
行政経営改革室長	須 藤 千 鶴
推進係長	松 田 崇 伸
推進係	國 貞 裕 司

令和元年度 行政経営改革委員会等 開催スケジュール

(令和元年7月8日 現在)

時期	行政経営改革委員会	行政経営改革推進本部等
令和元年度		
4月		
5月		
6月		
7月		第1回推進本部(7/8) ・行政経営改革大綱推進計画の取組進捗状況 ・民間委託等推進計画の取組進捗状況
8月	第1回委員会(8/9) ・行政経営改革大綱推進計画の取組進捗状況 ・民間委託等推進計画の取組進捗状況	
9月		
10月		
11月		第2回推進本部(11月上旬)
12月		
令和2年度		
1月		第3回推進本部(1月下旬)
2月	第2回委員会(2月上旬)	
3月		